

# 運 営 規 程

短期入所生活介護  
介護予防短期入所生活介護

横浜旭いこいの里

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人きらめき会が運営する（介護予防）短期入所生活介護 横浜旭いこいの里（以下「事業所」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業所の目的及び運営方針)

- 第 2 条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、事業所サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び栄養管理を行うことにより利用者がその有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
2. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称および所在地)

第 3 条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護 横浜旭いこいの里  
(2) 所在地 横浜市旭区西川島町 118-10

(利用定員)

第 4 条 ユニット数及びユニットごとの定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 2ユニット  
(2) ユニットごとの入居定員 10名 計20名

2. 事業所は、災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

## 第 2 章 職員および職務内容

(職員の職種、員数および職務内容)

第 5 条 施設に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

- (1) 施設長(管理者) (常勤・併設の事業所と兼務) 1名  
施設の業務を統括し、職員の指揮監督を行う。  
(2) 事務職員 (併設の事業所と兼務) 1名以上  
庶務、経理一般を行う。  
(3) 生活相談員 1名以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- (4) 介護職員又は看護職員 利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上

(4-1) 介護職員 利用者の日常生活の介護、援助を行う。

(4-2) 看護職員 1名以上(常勤換算人員)

介護及び看護職員、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上、昼間の日勤時間帯については1ユニットに常時1名以上の介護職員をおくこととする。介護及び看護職員の職務は、介護職員は利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助とし、看護職員は利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。夜間及び深夜の時間帯については、2ユニットに1名以上とする。

(5) 機能訓練指導員 (常勤・併設の事業所と兼務)1名以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(6) 管理栄養士(栄養士) (常勤・併設の事業所と兼務)1名以上

食事提供の管理、利用者の栄養管理指導を行う。

(7) 調理員 (併設の事業所と兼務) 1名以上(委託)

栄養士の作成した献立表による調理業務を行う。

(8) 宿直員または夜勤職員 (併設の事業所と兼務) 1名以上

夜間の管理宿直業務を行う。

(9) 医師 (嘱託、併設の事業所と兼務) 1名以上

利用者の健康管理および療養上の指導及び保健衛生指導を行う。

2. 前項に定めるものの他、必要に応じ、その他の職員を置くものとする。

(職員の勤務体制等)

第6条 施設の職員の勤務体制は、別途定める「就業規則」によるところとする。

2. 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

### 第3章 入退居に関する事項

(サービス内容及び手続きの説明、同意)

第7条 施設はサービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 施設は、正当な理由なく短期入所生活介護サービス(以下「施設サービス」という。)の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難等の対応)

第9条 施設は、利用者が入院治療を必要とする場合に対して、適切な病院もしくは診療所等などの適切な措置を講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2. 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第 11 条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
2. 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

- 第 12 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために介護を必要とする者に対し、施設サービスを提供する。
2. 施設は、利用に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
  3. 施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が施設において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で検討するものとする。

## 第 4 章 サービス内容及び費用の額

(介護・健康管理)

- 第 13 条 介護は利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
2. 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
  3. 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
  4. 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
  5. 施設は、前各項に規定するものの他、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
  6. 施設は、利用者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
  7. 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。
  8. 施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(食事の提供)

第 14 条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2. 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
3. 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

(相談及び援助)

第 15 条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第 16 条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動に機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2. 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族が行う事が困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
3. 施設は、常に 利用者の家族との連携を図りつつ利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
4. 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 17 条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該施設サービスが法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割の額とする。ただし、利用者が利用料の負担限度額認定を受けている場合は、その認定に基づく支払を受けるものとする。

- (1) 居住費 ユニット型個室（光熱水費+室料） 1日あたり 2,200円
- (2) 食費 (食材料費+調理費 内訳:朝食 500円 昼食 670円 夕食 630円)  
1日あたり 1,800円
- (3) 利用者が選定する特別な行事、特別な食事の提供を行った事に伴い必要となる費用 実費
- (4) 教養娯楽費 サービス提供の一環として、提供するクラブ活動等に関する材料費 実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) 必要となる費用に掲げるものの他、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、個人の嗜好による日常生活上必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
  2. 施設は、前項各号に掲げるもののほか施設サービスにあたっては、契約書及び重要事項説明書により、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意(記名押印)を受けるものとする。

(虐待防止措置に関する事項)

第 18 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的実施し、内容を従業者に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に該当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとする。

## 第 5 章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第 19 条 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 外出については、事前に申し出るとともに、職員の健康管理を受けること。
- (2) 喫煙及び火気の使用をしないこと。
- (3) 施設は、高額な金銭、貴重品の管理は行わないこと。
- (4) 施設長及び従業者による安全管理上の指示に従うとともに、施設内の設備及び備品の利用に際しては十分に注意すること。

(緊急時における対応)

第 20 条 施設の職員等は、サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに家族および指定された医院等への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 21 条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに横浜市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

## 第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 22 条 施設は、非常事態、その他緊急の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的な避難訓練などの実施に努める。

## 第 7 章 その他運営に関する事項

(記録の整備)

第 23 条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2. 施設は、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(衛生管理等)

第 24 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め必要な措置を講じ、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

2. 施設は感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(苦情の処理)

第 25 条 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

2. 施設は、提供したサービス等に関し、横浜市が行う文書その他の物件の提出、提示、質問、照会の求めに応じ、利用者からの苦情に関して横浜市が行う調査に協力するとともに、横浜市からの指導・助言を受けた場合それに従って必要な改善を行うものとする。

3. 施設は提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第 26 条 職員は正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 施設は、職員に対して業務上知り得た利用者又はその家族の情報に関して、秘密を保持すべき旨を記載した雇用契約書等をもって遵守させるべく必要な措置を講ずる。

3. 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 27 条 施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2. 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(地域との連携)

第 28 条 施設は、その運営にあたり、地域住民またはその自主的なボランティア活動等の連携及び協力をおこなう等、地域との交流に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第 29 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、サービスの選択に資すると思われる重要事項及び運営規程の抜粋等を掲示する。

(その他)

第 30 条 この規程に定める事項のほか、施設の運営及び管理について必要な事項は社会福祉法人きらめき会理事長、管理者が定める。

(送迎を実施する対象地域)

第 31 条 送迎を実施する対象地域については、横浜市とする。

附 則

この規程は令和 7 年 11 月 1 日から施行する。